

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第27条第19号の規定は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第16条 第7条第1項及び第12条の2の規定は、特定病院助教に準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条</p> <p>(同 左)</p> <p>2・3</p> <p>(準用)</p> <p>第16条 第7条第1項及び第12条の2の規定は、特定病院助教に準用する。<u>この場合において、第7条第1項の規定中「第11条から第22条まで」とあるのは「第11条から第19条まで、第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第12条に規定する麻酔手当を除く。）</u>、第21条、第22条」と読み替える。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>